

## 電子実装工学研究所委員会規定

2016年（平成28年）6月23日制定

2019年（令和元年）9月11日改定

### （委員会）

第1条 事業の円滑な遂行を図るため、IMSI運営委員会を置く。IMSI運営委員会を構成する会員は、コンソーシアム毎に設置したコンソーシアム運営委員会から推薦された少なくとも各コンソーシアムあたり1名の会員、ならびに、コンソーシアムディレクタ、および技術委員会委員長から構成される。IMSI運営委員会会員はそれぞれ各1名のIMSI運営委員を選出する。

2. IMSI運営委員会は、理事会より付託された業務に関わる決議および執行を行う。
3. IMSI運営委員会の委員長を、IMSI運営委員会委員の互選により選任する。
4. IMSI運営委員会の委員長の任期は、原則2年とする。但し、再選を認める。
5. IMSI運営委員会は、IMSI運営委員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
6. IMSI運営委員会の議事は、出席IMSI運営委員の過半数の同意により可決する。
7. IMSI運営委員会は、IMSI運営委員会を構成する会員の中から理事候補者を選出し、これを総会に推挙する。

### （コンソーシアム）

第2条 本会の活動のための委員会としてコンソーシアムを設置する。コンソーシアムは、本研究所の活動と参加企業の事業分野を整合させるために設けた研究活動の単位である。

2. コンソーシアムには、コンソーシアムディレクタ（必要に応じて正副）を置く。
3. コンソーシアムには少なくとも一つのワーキンググループ（WG）を設置する。また、そのテーマに応じて、WG毎の運営費を義務づけることができる。WGにはプロジェクトリーダー（必要に応じて正副）を置く。
4. コンソーシアムはコンソーシアム毎にコンソーシアム運営委員会を設置する。
5. コンソーシアム運営委員会は、当該コンソーシアムのA会員、WGプロジェクトリーダーならびにコンソーシアムディレクタにより構成する。
6. コンソーシアム運営に必要な運営規則（工業所有権取扱規程および会費規定を含む）は、当該コンソーシアム運営委員会によってコンソーシアム毎に検討され、理事会の承認により発効するものとする。
7. 各コンソーシアムは必要に応じて寄付講座を開設することができる。

8. 各コンソーシアムは必要に応じて、他団体との共同研究開発契約を締結することが出来る。

第3条 次の事項は、コンソーシアム運営委員会の議決を経て、IMSI運営委員会の承認をえるものとする。

- (1) コンソーシアム事業計画及び収支予算
- (2) コンソーシアム事業報告及び収支決算
- (3) その他コンソーシアムの運営に関する主要事項

(技術委員会)

第4条 本研究所の活動のため技術委員会（以下、本委員会）を特設する。本委員会は、本研究所の活動の特定の技術に関して情報交換を行うために設ける研究活動の単位である。

2. 本委員会は、希望した会員（法人会員および個人会員）で構成する。
3. 本委員会には、委員長1名、必要に応じて副委員長及び幹事若干名を置く。
4. 次の事項は、本委員会の議決を経て理事会の承認により発効するものとする。
  - (1) 本委員会の運営に必要な運営規則（工業所有権取扱規程および会費規定を含む）
  - (2) 本委員会事業計画及び収支予算
  - (3) 本委員会事業報告及び収支決算
  - (4) その他本委員会の運営に関する主要事項
5. 本委員会には、オープンに活動を行うための研究会（以下研究会と称する）を設置する。
6. 研究会は、希望する会員および、外部の学界有識者および産業界企業（それぞれ学界会員、産業界会員と称する）から構成する。
7. 産業界会員は、所定の研究会会費を支払う。ただし、この会費は、研究会の運営を円滑に行うための費用であり、IMSIの会費ではない。
8. 研究会会費の15%をIMSI運営経費として供出する。
9. 研究会の運営および運営に関わる内規等の決定は、本委員会が行う。

## 電子実装工学研究所会員規定

2016年（平成28年）6月23日制定

2019年（令和元年）9月11日改定

第1条 本研究所の会員となろうとする者は、参加希望のコンソーシアムないしは技術委員会 of どれか一つないしは複数を指定の上、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。また、既に活動を始めたコンソーシアムないしは技術委員会に参加を希望する者に対しては、それぞれのコンソーシアム運営委員会ないし技術委員会にて参加の是非を審議する。

（会員の種別および権利）

第2条 法人会員には、A会員とB会員を設ける。A会員とは、本研究所が企画するいずれかのコンソーシアムにおいて、ワーキンググループ（以下WGと呼ぶ）に参加する会員とする。また、ワーキンググループに参加しない会員をB会員とする。

2. 会員は、表決権を有し、総会に出席してその表決権を行使し、本研究所の業務に対し意見を述べ、若しくは説明を求め、又は本研究所の記録の閲覧を求めることができる。但し、表決権の重みは、会員が納める年会費の比率とする。

（会費）

第3条 年会費として、法人会員はIMSI会費を支払う。また、A会員はこれに加え、参加するWG毎にWG運営費を支払う。個人会員は無料とする。

2. IMSI会費は一口50万円／年とする。

3. WG運営費の口数は、コンソーシアム毎にコンソーシアム運営規定により定める。